

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（葬祭補償の額） 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	（葬祭補償の額） 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。